

事務連絡
令和4年4月19日

大臣官房官庁営繕部 管理課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における
契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化については、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について」（令和4年4月19日付け国会公契第1号、国営管第28号、国北予第4号。以下「令和4年通知」という。）により通知したところであるが、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券（以下「保険証券等」という。）については、下記によることも暫定的に可能としたので、適切に取り扱われたい。

記

1 保険証券等の提出又は寄託に代わる措置

令和4年通知記2に定める措置には、保険会社が電磁的記録により発行する保険証券等（PDF方式により発行された保険証券等をいう。以下「PDF発行証券」という。）を電子メールにより保険会社又は受注者から契約担当官等に提出する方法を含むものとする。電子メールによるPDF発行証券の提出を受ける場合は、以下の点に留意すること。

- (1) PDF発行証券の提出を受けた際には、当該PDF発行証券の発行保険会社が予め指定する共通窓口連絡先である特定の電子メールアドレス（別紙1）が宛先に含まれていることを確認し、当該電子メールアドレスの文字列が別紙1に記載のメールアドレスと同一であることを確認すること。
- (2) 保険会社から直接PDF発行証券を受け取る場合においても、当該PDF発行証券の閲覧に必要な契約情報及び認証情報について受注者から受け取ること。

(3) その他詳細の取扱いについては別紙2を参照すること。

2 1による取扱いを実施する期間

1による取扱いについては、令和4年5月9日から令和5年9月30日までの暫定的な取扱いとする。

3 現場説明書における周知

契約の保証について以下を参考に、令和4年通知で示す記載に追加して記載すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

【フロー 1】PDF発行証券が保険会社から発注者へ提出される場合

PDF発行証券が保険会社から発注者へ提出される場合（※）においては、以下に示すフローに従ってPDF発行証券の提出を受けること。

※大同火災海上保険株式会社利用の場合

保険会社	代理店	受注者	発注者	やり取りの内容	備考
	(任意の方法で連絡) → (代理店経由)			①保険会社は、「発信メールアドレス」「契約情報および認証情報」を代理店を通じて受注者に連絡する。	
		(電子契約システム、メール等) →		②受注者は、「(保険会社の) 発信メールアドレス」「契約情報および認証情報」を発注者に連絡する。	・「契約情報および認証情報」はPDF発行証券送付の事前・事後を問わない。
		(メール) ←		③発注者は、保険会社に「発注者側受信メールアドレス」を連絡する。	
	(メール) →			④保険会社は、発注者にテストメールを送信する。	・「返信」機能を使う等、セキュリティが確保できている場合はテストメール不要。
	(メール) ←			⑤発注者は、保険会社にテストメールの受信完了を連絡する。	
	(PDF発行証券をメール送付) →			⑥保険会社は、発注者にPDF発行証券（パスワード付）を送信する。（CCに「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」および「受注者のメールアドレス」を入れる。）	・保険会社は、必要に応じ、「代理店担当者アドレス」、「保険会社課支社担当者アドレス」をCCに入れることがある。
			開封	⑦発注者は、受注者から受け取った「認証情報」を用いてPDF発行証券を開封する。	・発注者は、「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」がCCに入っていること、メールアドレスが正しいことを確認する。
	(任意の方法で連絡) → (代理店経由)			⑧保険会社は、送付完了した旨を代理店を通じて受注者に連絡。	・⑥のPDF発行証券の送信時に受注者がCCに入っている場合、左記のやり取りは省略することも可。
		(メール) ←		⑨発注者は、保険会社を受領確認メールを送付する。（CCに「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」を入れる。）	

※緊急の場合等、上記フローによることが困難な場合は、受注者は事前に発注者に協議すること。

【フロー 2】PDF発行証券が受注者を通して発注者へ提出される場合

PDF発行証券が受注者を通して発注者へ提出される場合においては、以下に示すフローに従ってPDF発行証券の提出を受けること。

※あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、

東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社利用の場合

保険会社	代理店	受注者	発注者	やり取りの内容	備考
		(電子契約システム、メール等) →		①受注者は、「(受注者自身の) 発信メールアドレス」を発注者に連絡する。	
		(メール) ←		②発注者は、受注者に「発注者側受信メールアドレス」を連絡する。	
		(メール) →		③受注者は、発注者にテストメールを送信する。	・「返信」機能を使う等、セキュリティが確保できている場合はテストメール不要。
		(メール) ←		④発注者は、受注者にテストメールの受信完了を連絡する。	
		(PDF発行証券をメール送付) → (代理店経由)		⑤保険会社は、代理店を通じて受注者にPDF発行証券をメールで送付する。	
		(PDF発行証券をメール送付) →		⑥受注者は、発注者にPDF発行証券 (パスワード付) を送信する。 (CCに「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」を入れる。)	・受注者は、必要に応じ、「代理店担当者アドレス」、「保険会社課支社担当者アドレス」をCCに入れることがある。
		(メール) →		⑦受注者は、発注者に「契約情報、認証情報」を送信する。	
			開封	⑧発注者は、受注者から受け取った「認証情報」を用いてPDF発行証券を開封する。	・発注者は、「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」がCCに入っていること、メールアドレスが正しいことを確認する。
		(メール) ←		⑨発注者は、受注者に受領確認メールを送付する。 (CCに「当該保険会社に対応する別紙 1 に記載のメールアドレス」を入れる。)	

※緊急の場合等、上記フローによることが困難な場合は、受注者は事前に発注者に協議すること。